

指定介護サービス事業所等 実地指導の結果（町田市）  
（2019年4月から2020年3月まで）

2021年2月4日現在

実地指導は、サービスを提供する事業所が法令等で定める基準を満たしているかについて確認し、満たしていない部分について改善を求めるために行っています。

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
4月25日	デイサービスセンター町田根岸	株式会社A T	地域密着型通所介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
5月10日	ハートデイサービス	ハートショップ株式会社	地域密着型通所介護	看護職員又は介護職員を常時一人以上指定地域密着型通所介護に従事させていない時間帯があったので是正すること。	改善済
				避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善済
				個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に際しては、居宅を訪問したうえで個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、当該計画の内容の見直し等を行うこと。	改善済
5月14日	デイサロン町田鹿鳴館	株式会社ハリー・トラスト・ジャパン	地域密着型通所介護	なし	-
5月16日	だんらんの家南町田	和home株式会社	地域密着型通所介護	なし	-
5月21日	デイサービス陽だまり	合同会社陽だまり	地域密着型通所介護	個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に当たり、個別機能訓練に関する実施時間・担当者等に関する事項を記録すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
5月28日	デイサービス かりゆし亭	株式会社結の心	地域密着型 通所介護	機能訓練指導員が1以上勤務していなかった事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				看護職員又は介護職員を常時一人以上指定地域密着型通所介護に従事させていない時間帯があったので是正すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成すること。	改善済
5月30日	指定居宅介護 支援事業所サンシルバー町田	社会福祉法人共助会	居宅介護支援	居宅サービス計画に提供されるサービスが一部記載されていない事例が見受けられたため是正すること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
6月4日	シャロームま ちさがプラン ニング	株式会社シャ ローム木下	居宅介護支援	居宅サービス計画の変更に当たりアセスメントを実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				モニタリング結果の記録が著しく不十分である事例があるので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				退院・退所加算（Ⅰ）口の算定に当たり、情報の提供を受けたカンファレンスが算定要件を満たしていない。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月11日	ケアプランング レイス赤城山	株式会社ケア プランングレイ ス	居宅介護支 援	利用者又はその家族に対し、利用者が入院する必要が生じた場合に、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院する病院又は診療所に伝えるよう求めること。	改善済
				居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を行っていない事例があったので是正すること。	改善済
				利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付ける場合に、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				居宅サービス計画を利用者の契約終了の日から2年間保存していない事例があったので是正すること。	改善済
				指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
6月14日	介護支援事業所カミヤ	クリエーティブカミヤ株式会社	居宅介護支援	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				退院・退所加算（Ⅰ）口の算定に当たり、情報の提供を受けたカンファレンスが算定要件を満たしていない。	改善済
6月18日	あさがおケアプランセンター	株式会社モーニンググローリー	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				退院・退所加算（Ⅰ）口の算定に当たり、情報の提供を受けたカンファレンスが算定要件を満たしていない。	改善済
6月25日	こがさか介護センター	株式会社ノース	居宅介護支援	福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
6月27日	ツクイ町田金井	株式会社ツクイ	訪問介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に届け出ること。	改善済
				特定事業所加算（Ⅱ）の算定に当たり、指定訪問介護の提供に当たって、サービス提供責任者が、訪問介護員等に対し、利用者に関する情報等を文書等により伝達してから開始していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
7月2日	彦根整形外科クリニック	医療法人社団久和会	居宅介護支援	管理者と他の職務の兼務が不適切であるので是正すること。	改善済
				管理者の管理業務について不適正であるので是正すること。	改善済
				事務室及び相談スペースの所在地が申請と異なるので是正すること。	改善済
				運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				介護支援専門員が1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
				介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続している場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
7月5日	あすか居宅介護支援事業所鶴川	株式会社あすかライフケア	居宅介護支援	居宅サービス計画の変更にあたりアセスメントを実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				モニタリング結果の記録が著しく不十分である事例があるので是正すること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
7月9日	訪問看護ステーション鶴川ひまわり	医療法人社団三医会	居宅介護支援	サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				退院・退所加算（Ⅰ）ロ及び（Ⅱ）ロの算定に当たり、情報の提供を受けたカンファレンスが算定要件を満たしていない。	改善済
				退院・退所加算の算定に当たり、病院等から情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成していない事例があったので是正すること。	改善済
7月18日	相原デイサービスセンター	オークリッチケア株式会社	地域密着型通所介護	なし	-
7月23日	湧和	特定非営利活動法人 湧和	居宅介護支援	主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				指定居宅介護支援事業所ごとに勤務表を作成すること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
7月23日	湧和	特定非営利活動法人 湧和	訪問介護	指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
7月30日	地域密着型通所介護つるま屋	社会福祉法人芙蓉会	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画の目標及び内容の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
				避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
8月1日	みずき	特定非営利活動法人 みずきの会	訪問介護	訪問介護計画の作成及び変更に当たって、アセスメントを実施していない事例があるので是正すること。	改善済
				訪問介護計画の目標及び内容の実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
8月1日	みずきの家	特定非営利活動法人 みずきの会	地域密着型通所介護	生活相談員を必要数配置していない事例があったので是正すること。	改善済
8月29日	訪問巡回ステーション清風園	社会福祉法人 賛育会	定期巡回随時対応型訪問介護看護	なし	-
9月3日	ホームヘルパーステーション まちだ正吉苑	社会福祉法人 正吉福祉会	定期巡回随時対応型訪問介護看護	なし	-
9月5日	デイサービスセンター まちだ正吉苑	社会福祉法人 正吉福祉会	(介護予防) 認知症対応型通所介護	指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。	改善済
9月5日	居宅介護支援センター まちだ正吉苑	社会福祉法人 正吉福祉会	居宅介護支援	なし	-
9月10日	楓の風リハビリテーション 楓 木曾	株式会社楓の風	地域密着型通所介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
9月12日	楓の風リハビリテーション 楓 原町田	株式会社楓の風	地域密着型通所介護	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定に際しては、居宅を訪問したうえで個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、当該計画の内容の見直し等を行うこと。	改善済
				個別機能訓練加算（Ⅱ）の算定に際しては、居宅を訪問したうえで個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、当該計画の内容の見直し等を行うこと。	改善済
9月19日	居宅介護支援事業所 芙蓉園	社会福祉法人芙蓉会	居宅介護支援	退院・退所加算（Ⅰ）口の算定に当たり、情報の提供を受けたカンファレンスが算定要件を満たしていない。	改善済
9月19日	認知症対応型通所介護 芙蓉園	社会福祉法人芙蓉会	（介護予防）認知症対応型通所介護	なし	-
9月24日	美スマイル町田店	株式会社サンスマイル	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護を提供した際に、当該地域密着型通所介護の提供日及び内容等を記録していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				利用者から支払いを受けた費用について不適正であるので是正すること。	改善済
				利用定員を超過している日が見受けられたので是正すること。	改善済
				おおむね6月に1回以上、運営推進会議を開催すること。	改善済
10月1日	おりづる苑もりの	社会福祉法人町田市福祉サービス協会	（介護予防）認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護計画の作成に当たって、アセスメントを実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済



実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月3日	地域のデイサロン くらかけ庵	株式会社結の心	地域密着型通所介護	なし	-
10月11日	第二清風園居宅介護支援事業所	社会福祉法人賛育会	居宅介護支援	なし	-
10月11日	第二清風園高齢者在宅サービスセンター	社会福祉法人賛育会	(介護予防) 認知症対応型通所介護	なし	-
10月17日	指定居宅介護支援事業所 桜	医療法人社団 鶴川さくら会	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を行っていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				利用者が医療サービスの利用を希望している場合は、主治の医師等の意見を求め、当該主治の医師等に居宅サービス計画を交付すること。	改善済
				居宅サービス計画に福祉用具販売を位置付ける場合は、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月24日	アロハケアマネージメントセンター	株式会社イケイケカンパニー	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				居宅サービス計画に福祉用具販売を位置付ける場合は、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載すること。	改善済
				指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
				運営基準減算に該当する場合は初回加算を算定しないこと。	改善済
				入院時情報連携加算の算定に当たり、利用者が入院している病院又は診療所に情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等を記録すること。	改善済
				退院・退所加算の算定に当たり、病院等から情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成していない事例があったので是正すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
10月24日	アロハヘルパーステーション	株式会社イケケカンパニー	訪問介護	訪問介護計画について未作成期間のある利用者が見受けられたので是正すること。	改善済
				訪問介護計画に記載すべき内容が記載されていないため是正すること。	改善済
				訪問介護計画の作成に当たって利用者の同意を得ていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
10月29日	永遠の奏	株式会社トータルライフ	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを実施していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				モニタリング結果の記録が著しく不十分である事例があるので是正すること。	改善済
				主治の医師等の意見を求めた上で居宅サービス計画に医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。	改善済
				福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ること。	改善済
				特定事業所集中減算の判定に係る書類を作成すること。	改善済
				特定事業所集中減算の要件に該当した場合であって、正当な理由がある場合は、当該理由を町田市長に提出すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
11月5日	小規模多機能なかまち	医療法人社団愛友会	小規模多機能型居宅介護	モニタリングに当たって、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接していない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
11月12日	愛の家グループホーム町田相原	メディカル・ケア・サービス株式会社	認知症対応型共同生活介護	なし	-
12月3日	グループホーム 花水木	株式会社ユー・アイウェルフェア	認知症対応型共同生活介護	入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、利用者の被保険者証に記載すること。	改善済
				認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付すること。	改善済
				運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	改善済
				従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
				医療連携体制加算の算定に際しては、重度化した場合の対応に係る指針について、利用者又はその家族から同意を得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
12月5日	町田病院指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	医療法人社団創生会	定期巡回随時対応型訪問介護看護	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
12月5日	町田病院指定居宅介護支援事業所	医療法人社団創生会	居宅介護支援	居宅サービス計画の作成及び変更にあたり、アセスメント（解決すべき課題の把握）を行っていない事例が見受けられたので是正すること。	改善済
				指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明を行っていない場合には、運営基準減算を適用すること。	改善済
				運営基準減算に該当する場合は初回加算を算定しないこと。	改善済
				退院・退所加算の算定にあたり、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算していないので是正すること。	改善済
12月12日	美郷	社会福祉法人竹清会	介護老人福祉施設	施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付すること。	改善済
12月13日	花美郷	社会福祉法人竹清会	介護老人福祉施設	指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
12月19日	優つくり小規模多機能介護 町田森野	社会福祉法人 奉優会	小規模多機能型 居宅介護	福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
				指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
12月20日	優つくりグループホーム 町田森野	社会福祉法人 奉優会	認知症対応型共同生活介護	なし	-
1月10日	グループホーム 秋田高城	医療法人久盛会	認知症対応型共同生活介護	指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
1月10日	小規模多機能ホーム 秋田高城	医療法人久盛会	小規模多機能型居宅介護	モニタリングを適正に行うこと。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
1月16日	デイサービス いづみの里	社会福祉法人 七五三会	通所介護	従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じること。	改善済
1月16日	デイサービス いづみの里	社会福祉法人 七五三会	(介護予防) 認知症対応型通所介護	生活相談員を必要数配置していない事例があったので是正すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
1月17日	特別養護老人ホーム いづみの里	社会福祉法人七五三会	介護老人福祉施設	指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
				身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない場合は、身体拘束廃止未実施減算を算定すること。	改善済
				栄養マネジメント加算の算定に当たり、栄養ケア計画の同意日が確認できない事例があったので是正すること。	改善済
1月23日	高齢者グループホームぬくもりの園	社会福祉法人嘉祥会	認知症対応型共同生活介護	退居に際しては退居の年月日を利用者の被保険者証に記載すること。	改善済
				アセスメントを実施した上で認知症対応型共同生活介護計画を作成すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
				指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
2月5日	居宅介護支援事業所 木曾山崎	社会福祉法人福音会	居宅介護支援	福祉用具貸与を居宅サービス計画へ位置付けた場合には、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証すること。	改善済
2月5日	ケアセンター 木曾山崎	社会福祉法人福音会	通所介護	指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。	改善済
2月13日	合掌苑 翠の杜	社会福祉法人合掌苑	認知症対応型通所介護	入浴介助加算の算定について不適正な事例が見受けられたので是正すること。	改善済

実地指導日	事業所名	法人名	サービス種別	文書による指摘事項	改善状況
3月3日	デイサービス鶴川	社会福祉法人福音会	地域密着型通所介護	なし	-
3月3日	デイサービス鶴川	社会福祉法人福音会	認知症対応型通所介護	なし	-
3月10日	ワーカーズコープけやき	企業組合労協センター事業団	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画に従った目標の達成状況の記録及び当該計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に説明を行うこと。	改善済
				居宅サービス計画の内容に沿った地域密着型通所介護を提供していない事例が見受けられたため是正すること。	改善済
				運営規程の内容が不十分であるので是正すること。	改善済
				利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	改善済
3月10日	ワーカーズコープけやき	企業組合労協センター事業団	居宅介護支援	なし	-

なお、実地指導の方法や確認内容については、町田市ホームページ「指定介護サービス事業所等に対する指導等について」をご覧ください。

[掲載場所]

町田市ホームページ>医療・福祉>社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導>指定介護サービス事業所等に対する指導等について

【お問い合わせ】

町田市地域福祉部指導監査課

電話：042-724-4078 FAX：050-3085-0996